

# 化学的酸素要求量等に係る第8次総量規制基準（案）について

## 1. 目的及び経緯

- 人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域である大阪湾を含む瀬戸内海等においては、昭和53年に、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により水質総量削減制度が導入され、これまで5年ごとに7次にわたり水質総量削減を実施している。
- 水質総量削減制度においては、工場・事業場が排出する汚濁物質の総量を規制する総量規制を行っており、環境大臣が定める設定方法に基づき、関係都府県知事が総量規制基準を定めることとされている。
- 本年9月に、総量規制基準の範囲に係る国の告示が改正されたことを受け、大阪府における第8次の総量規制基準を定めるものである。

## 2. 総量規制基準の概要

- 総量規制基準は、指定地域内事業場（日平均排水量が50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場）に適用する汚濁負荷量の排出の許容限度である。
- 基準値は、次の算式により定めている。同一の事業場内に複数の業種区分が存在する場合は、業種区分ごとに算出したものの総和が当該事業場の基準値となる。

$$C O D \quad L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L (kg/日)

：排出が許容される汚濁負荷量

Q (m<sup>3</sup>/日)

：表1の時期区分の特定排水（排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量

C (mg/L)

：Qの時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が業種その他の区分ごとに定める範囲内で、知事が定める値（濃度）

表1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
昭和55年6月30日以前の水量	Q <sub>co</sub>	Q <sub>no</sub>	Q <sub>po</sub>
昭和55年7月1日～平成3年6月30日に増加した水量	Q <sub>ci</sub>		
平成3年7月1日～平成14年9月30日に増加した水量	Q <sub>cj</sub>	Q <sub>ni</sub>	Q <sub>pi</sub>
平成14年10月1日以降に増加した水量			

## 3. 第8次のC値の範囲の告示の概要

大阪湾に係るC値の範囲については、CODは、次に示す15業種区分の上限値が引き下げられ、窒素、りんについては据え置かれた。

（CODのC値の上限値が変更された15業種区分）

- 野菜漬物製造業
- ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- 機械すき紙製造業
- 機械すき紙製造業 備考（パルプ製造工程）
- 段ボール製造業
- 脂肪族系中間物製造業 備考（青酸誘導品含有排水を排出する工程）
- 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
- その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業等
- 病院
- し尿浄化槽（501人以上）
- し尿浄化槽（501人以上）備考（平成18年1月31日以前、5000人以下、(3)以外）
- し尿浄化槽（501人以上）備考（(1)のうち昭和55年以前）
- し尿浄化槽（500人以下201人以上）備考（昭和55年以前のもの）
- し尿処理業 備考（昭和62年6月30日以前、高度処理以外）
- し尿処理業 備考（嫌気性消化法等+凝集処理法より高度処理）

## 4. 総量規制基準を検討するにあたっての基本的な考え方

- 大阪府が独自に細分化している業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえ、引き続き採用するかどうかについて検討する。
- C値については、国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用している業種区分については、変更しない。下限値を採用していない業種区分については、窒素及びりんのC値の範囲が変更されていないことと、CODのC値の範囲の上限値の引下げ状況を勘案し、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して検討する。

## 5. 第8次総量規制基準の見直し（案）

- 基本的な考え方に基づき検討した結果、第8次総量規制基準は、表2に示すとおり見直すことが適当である。
- 大阪府独自の業種区分については、細分化した業種区分においては、それぞれ排出実態が異なることから、引き続き細分化を行うことが適当である。ただし、C値を見直すことにより、C値が同一の値となる業種区分については、統合することが適当である。

表2 第8次総量規制基準の見直し（案）

項目	国の整理番号	業種区分	区分	第7次		第8次			
				C値	C値の範囲の告示		C値見直し案	細分化した業種区分の統合案	
					下限	上限			
C O D	59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）【400 m <sup>3</sup> 未満】	C <sub>co</sub>	90	80	120	80	400m <sup>3</sup> 以上と統合	
	62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの【400 m <sup>3</sup> 以上】	C <sub>co</sub>	70	50	100	50	400m <sup>3</sup> 未満と統合	
	127	石けん・合成洗剤製造業	C <sub>co</sub>	15	10	20	10		
	200	非鉄金属製造業	C <sub>co</sub>	15	10	30	10		
	203	一般機械器具製造業【400 m <sup>3</sup> 未満】	C <sub>co</sub>	25	10	30	10	400m <sup>3</sup> 以上と統合	
			C <sub>ci</sub>	20	10	20	10		
	204	電子回路製造業	C <sub>co</sub>	25	20	40	20		
	223	し尿処理業 備考（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C <sub>ci</sub>	20	10	40	15		
			C <sub>cj</sub>	15	10	40	10		
	232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	C <sub>co</sub>	20	10	120	10		
			C <sub>ci</sub>	20	10	90	10		
			C <sub>cj</sub>	20	10	90	10		
	232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	C <sub>co</sub>	20	10	120	15		
			C <sub>ci</sub>	15	10	90	10		
			C <sub>cj</sub>	15	10	90	10		
窒素	149	コークス製造業	C <sub>no</sub>	600	500	950	500		